

代表質問の交代可否について

1 飯田市議会会議規則第51条第4項（標準会議規則第61条第4項 議員必携155頁）

発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

会議において発言を希望する議員は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならないが、発言通告書が提出されれば、原則として当該議員の発言が保障されることになる。

飯田市議会会議規則、標準会議規則では、発言の通告者が欠席したときは、通告者は発言の権利を放棄したこととなり、通告は効力を失うと規定している。

通告者の代理による発言は保障されていないため、代表質問においても同一会派の他の議員が通告者に代わって質問を行うことはできない。

2 実務上の取扱いについて

通常、代表質問の準備は通告者が個人で行っており、代理の議員が通告者の当初の質問意図を汲んで代表質問を行うことは困難である。

よって、実務上は、以下の2案のいずれかを採用してはどうか。

(案1) 議長への報告日時（一般質問通告締切日時）までは、質問内容の差し替えを含めて代表質問の交代を認める。

(案2) 執行機関が答弁整理に入る 市長通告前までは、質問内容の差し替えを含めて代表質問の交代を可として対応すべきか否かを議会運営委員会で決定する。

(参考) 他市の事例

長野市	代表質問を実施しているが、代表質問の交代可否に関して特段の定めはない。
松本市	同上
上田市	同上
佐久市	同上
伊那市	代表質問を実施していない。
駒ヶ根市	代表質問を実施していない。 一般質問においては、通告前に濃厚接触などの有無を確認しており、本会議当日に議員が欠席した例はない。